

薬生食輸発1204第1号  
平成30年12月4日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(韓国産養殖ひらめ及びその加工品)

標記については、平成30年3月30日付け薬生食輸発0330第1号（最終改正：平成30年11月28日付け薬生食輸発1128第5号）にて通知したところです。

今般、国内で流通していた韓国産養殖ひらめから、*Kudoa septempunctata* の孢子数が $1.0 \times 10^6$ /gを超えて検出された事例及び国内において発生した養殖ひらめを原因とする *Kudoa septempunctata* 食中毒事例について、韓国での養殖場が特定されたことから、下記養殖業者を別表4に追加するので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしくをお願いします。

記

養殖業者名：HANGIL  
登録番号：K-F-CJ-749